

公益社団法人日本地理学会倫理委員会規程

(目 的)

第1条 本規程は、本会会員（以下「会員」という。）による日本地理学会倫理綱領に違反する行為、及び禁固刑以上の犯罪行為（以下、「不正行為等」という。）に適切に対処するための組織や手続等について定める。

(倫理委員会の設置)

第2条 本会に、第1条の目的のために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 理事長は、第4条の申し立てがあった場合、理事と検討のうえ、委員会の設置の可否を決定する。

3 前項において、委員会の設置が必要と決定された場合、理事長は、委嘱する3名以上の委員をもって委員会を構成し、委員の互選により委員長を選任する。

4 理事長が委員を委嘱するに当たっては、理事会の承認を経て行わなければならない。

5 委員会委員長は、理事長の承認を経て、関係者（会員以外を含む）の委員会出席を求めることができる。

6 第2項において、委員会の設置が不要と決定された場合、理事長は、第4条の申し立てを行った者に対してその旨を知らせなければならない。

(守秘義務)

第3条 理事、委員会委員、第2条第5項に規定する委員会出席者は、本規程に基づく調査及び審理により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(不正行為等の疑いの申し立て)

第4条 会員に不正行為等の疑いが存在すると思料する者は、書面により、理事長に申し立てを行うことができる。

(申し立ての受理)

第5条 理事長は、前条による申し立てがあった場合には、理事会で報告するものとする。

2 理事長は、申し立てが郵便等により行われた場合など当該申し立てが受理されたかどうかについて申立者本人が知り得ない方法により申し立てが行われた場合には、受理後遅滞なく申立者にその旨を通知するものとする。

(調 査)

第6条 前条の申し立ての受理をした場合には、委員会は、速やかに調査を実施しなければならない。

2 調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1) 関係者からの聴取

(2) 関係資料、実験試料等の調査

(3) その他調査に合理的に必要な事項

3 会員である関係者は、委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならず、委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

(審理及び裁定)

第7条 委員会は、前条第1項の調査に基づき、不正行為等の有無及び程度について審理し、裁定を行って、その結果を理事会に報告する。

2 裁定を行うにあたっては、対象会員に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 委員会は、不正行為等の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる措置を理事会に提案する。但し、不正行為等の程度が軽微であるなどその必要性がない場合はこの限りではない。

(1) 定款第9条に基づく除名

(2) 会員資格の全部又は一部停止（但し、これにより会費納入義務は免れない。）

(3) 定款第28条に基づく役員解任

(4) 役員資格の全部又は一部停止

(5) 定款第11条に基づく代議員の解任

(6) 代議員資格の全部又は一部停止

(7) 注意勧告

(8) その他不正行為の排除のために必要な措置

(理事会における措置等)

第8条 理事会は、前条第3項第1号、第3号又は第5号の提案を受け、理事現在数の3分の2以上がその提案を相当と認める場合、定款所定の手続によって、総会の決議に付する。

2 理事会は、前条第3項第2号、第4号又は第6号の提案を受け、理事現在数の3分の2以上がその提案を相当と認める場合、同提案の措置を行う。

3 理事会は、前条第3項第7号又は第8号の提案を受け、理事現在数の2分の1以上がその提案を相当と認める場合、同提案の措置を行う。

4 裁定と措置の概要は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として学会誌で公表する。

5 理事会は、不正行為等が存在しなかったことが確認された場合は、対象会員の名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(資格停止措置の期間)

第9条 理事会は、前条第2項に基づき、資格停止の措置を取る場合には、その内容及び期間を定めるものとする。

(申立者及び調査協力者の保護)

第10条 不正行為等に関する申立者及び調査協力者に対しては、申立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は理事会が行う。

付 則

この規程は、2015年7月1日から施行する。